



2006. October 10月号

発行日：平成18年10月1日

発行：東京税理士会
情報システム委員会

題字：金井塚 清 (豊島)

電子申告、もう一度初めから—その2

～e-Taxシステムの着実な進化～

はじめに—e-Taxはこう変わった!

国税の電子申告・納税システム(以下「e-Tax」と略記。)は、平成16年6月に全国すべての地域で正式稼働が始まり、これまでの2年あまりの間に数々の変更・改善が行われてきました。中でも税制改正に伴うシステム変更の作業・e-Taxの仕様の一般公開は、誠に複雑で慎重を期さなければならぬため、当局(国税庁企画課情報技術室)における「e-Taxソフト仕様書」の公開への取組については尋常でないものがあることと拝察されます。「国税庁ホームページ」(国税庁の公式サイト、以下「庁HP」と略記。)の中の、「[e-Tax] 国税電子申告・納税システム(イータックス)ホームページ」(電子申告・納税システムの公式サイト、以下「e-Tax-HP」と略記。)の情報によりますと、18年度改正への対応は17年度改正への対応よりもより複雑・多岐にわたったわけですが、仕様書公開までの日数を短縮していることが分かります。(平成17年の5月23日に比べ、平成18年は5月22日とわずか1日ではありますが、17年度に比べ18年度の改正の方がはるかに膨大な作業を要したであろうことは容易に察せられるところですので評価に値します。) <http://www.e-tax.nta.go.jp/news/news.html>

これは、財務省から3月31日に公表された「オンライン利用促進のための行動計画」(いわゆるアクションプラン、以下「行動計画」と略記。)のNo.62(以下「行動計画No.62」と略記。)の対象手続「国税申告手続(所得税、法人税、消費税)」の「システム改善」の1番目に掲げられている通り、「民間ソフト開発の利便性向上に向け、税制改正による変更部分の仕様公開までの期間について極力短縮を図る」ということの実現と捉えれば着実にe-Taxは進歩していると言えます。

また、計画では、その他の事項で改善等の要望が多く実現が図られるべき事項については、特に実施時期を明記して実現を図っているところ。ここへ来て平成18年度中の実施項目・平成19年度中の実施項目についての具体的な動きが急速に展開しています。

以下、e-Tax-HPの「新着情報」における最近のe-Taxをめぐる改革・改善について概観し、公式発表されていない事項についても今後の改善・進化を展望することとしましょう。

1. 源泉徴収票等のオンライン送信について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/online-withholding.html>

本年9月11日のe-Tax-HP「新着情報」における更新の一つめが、電子申告送信データの添付資料の扱いに関するもので、給与所得の源泉徴収票等については一定の要件に該当するものは添付書類として別途提出が求められている原本(紙)に代わって、当該電子データを申告データと共にオンライン送信して別途提出したのと同じに扱ってもらうことができるようになるものです。

これは、行動計画No.62の「添付書類」の1番目に明記されている通り、平成18年度中(平成19年1月1日以降)に予定通り実施される運びになりました。つまり、第三者作成の添付書類はそのものを別途提出不要とするためのシステムの改善策の一つで、発行者の電子署名付きの電子データそのもの(正式な表現は、「平成19年1月1日以後に電磁的方法により提供を受ける『給与所得の源泉徴収票』等のうち、国税庁が定める一定のデータの形式で作成され、かつ、源泉徴収義務者等の電子署名が付されたもの」)を所定の書式で作成する源泉徴収票(紙)と同じものと扱うので、例えば年末調整(再調整)での処理漏れのみで確定申告(還付申告)が必要となっていた納税者にとっては源泉徴収票の電子データを入手後、電子申告により即座に還付申告手続を完了してしまえるようになるので極めて利用価値が高いものと言えます。

これまで年末調整・法定調書作成等の業務を依頼されてきた我々の関与先から、従業員が求めているという理由で源泉徴収票電子データの発行を依頼されることも考えなければなりません。

9月11日、同時にe-Tax-HPで「源泉徴収票等のオンライン送信に係る仕様書」も公開されています。(<http://www.e-tax.nta.go.jp/shiyoushiyou-withholding.html>) したがって、民間の税務ソフト開発会社によるe-Tax対応ソフトの提供が行われることでしょうか、国税庁の方でも簡易に電子データの作成ができる仕組みを広く一般に提供していただき、オンライン送信可能な源泉徴収票データの発行増加、添付資料としての利用拡大の促進を目指していただきたいと思います。

2. 通知書等の発送スケジュールについて

http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_1804schedule.html

同9月11日の「新着情報」更新の二つめが、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」(以下「開始等届出書」と略記。)の提出時期に応じて行われる利用者識別番号(以下「ID」と略記。)・暗唱番号(以下「パスワード」と略記。)・e-Tax利用規約(以下「規約」と略記。)等が記載された通知書等(以下「通知書等」と略記。)の発送予定についての公表に関するもので、本年4月21日に初めて公表された向こう半年間の発送時期の予告の続編に当たるものです。

これは、e-Tax利用開始者の利用開始ができる限り早くなるよう利用者の利便性向上のために国税庁が従来から取り組んできたものですが、今年度からは中長期計画を具体的に明示することにより、開始可能となるまで一定の時間が必要であることを更に詳しく周知することを目指したものです。これにより、利用開始時期を想定している未利用者は期間の逆算をすることにより、必要な準備の計画立案ができるようになりますので、我々にとっても関与先にe-Tax利用の予定がある場合(利用勧奨する場合)の時間的な対応スケジュールを組んで準備手続きを進めることができるようになります。e-Tax-HPでは、「最短で10日から最長で25日程度」と明記されています。

今回の更新では、平成18年分所得税の確定申告・同消費税の確定申告でのe-Tax利用を見込んでいたものと考えられますが、個人利用開始者への発送予定が全スケジュールの中に別途6回組み込まれている点が目新しいものです。例えば、個人の消費税確定申告の場合、3月9日までに開始等届出書が所轄税務署に提出されれば通知書等は3月20日に発送される予定ですので、3月21日～22日にはID等を入手できることになり、申告期限まで約1週間の期間を持つことができるわけです。

3. e-Taxソフトのダウンロードによる提供について

<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics-download.html>

同9月11日の「新着情報」更新の三つめが、e-Taxソフトをネット上で簡易に入手し即座にe-Taxの利用ができるようになるという、利用者の利便性の向上を目指した改善です。

これは、行動計画No.62の「システムの改善」の3番目に明記されている通り平成18年度中に予定通り実施される運びになったものです。

また、これは東京税理士会の「電子申告推進10の提言」(以下「提言」と略記。)の10番目で改善を要望している事項です。

これまで、開始等届出書の提出後一定の期間の後に送付されるCD-ROMに収録されているe-Taxソフトをインストールし、更にネット上で最新バージョンへの更新データをダウンロードしインストールしなければe-Taxを利用できるようにならなかったものを、平成18年10月上旬以降は、庁HP(e-Tax-HP)からダウンロードによりe-Taxソフトを入手することができるようになるというものです。もちろん、従来通りCD-ROMの送付が必要な届出者には、従来通りID・パスワード・規約等とともに郵送されることも当分の間継続される予定になっています。

e-Taxソフトのバージョンアップは頻繁に行われています。ダウンロードにより最新バージョンのソフトが入手できることになるのだとしたら、そのほうが即座にe-Taxの利用開始ができるという点では実益があるかと思えますので、念のためにCD-ROMを入手されたとしても、やはりダウンロードしたソフトをインストールして利用を始めていただくことが望ましいと思えます。

4. 税理士関与者の本人の電子署名省略について

日税連の会報第1224号(9月15日発行)の日税連と国税庁との定例懇談会の記事によりますと、日税連側からの要望に対する国税庁側からの回答の中に「税理士を通じた申告について納税者本人の電子署名省略をするべく来年1月からの開始を目指し具体的な手続きを検討しており…」との発言があったことから、実現が見込まれるものです。

これは、本会の「提言」でも4番目の項目として要望しているものであり、日税連も早い時期から要望を行ってきたものです。複数の電子署名が必要というのは業務処理を行う上で一番ネックになってきたものと位置づけられますので、この改善の実現を喜ぶ向きが多いと思われます。これは、行動計画No.62の「本人確認方法」に明記されている通り、「一定の要件のもとに、納税者本人の電子署名について省略を検討する」というものです。これには「税理士会と協議し」という前提があり、目下国税庁担当官と日税連担当役員との間で協議が行われているところです。

「一定の要件」や「電子署名についての省略」の具体的な内容が確定しないうちに詳細な検討を行うことは危険ですが、参考にさせていただきたいのは、日税連の電子申告の普及・促進及び税理士証票のICカード化に関するプロジェクトチームが取りまとめた「電子申告利用促進のための具体策について」(日税連会報第1224号11頁掲載)の「納税者本人の電子署名を省略した場合の対応について」です。現在、電子申告データに電子署名が付されなければならないのはなぜなのかということについて、ここで確認しておきましょう。

平成15年2月に施行された「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(いわゆる「行政手続オンライン化法」、下記の財務省令では「情報通信技術利用法」と略記。)により、行政機関等への申請・申告等手続について、主務省令の定めるところにより、従来の書面による手続に加えて、オンラインでも手続ができるようになったわけです。(いわゆる整備法等を含めた「オンライン化三法」の記述は省略します。)

財務省により、「オンライン化三法」に基づく「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」が定められ、平成15年11月4日に施行されました。

右頁へ

前頁から

この省令の第6条「申請等において氏名等を明らかにする措置」の規定は、「情報通信技術利用法第3条第4項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信することをいう。」となっています。「定義」を定めている第2条により、「電子署名」は「電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいう」とされ、「電子証明書」は、「申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう」とされており、「イ」が商業登記法によるもの、「ロ」がいわゆる住基カードに格納されるもの、「ハ」の「国税庁長官が定めるもの」に我々の日税連電子認証局発行カードに格納されるものが含まれます。

また、e-Taxを利用する際に利用者が同意しなければならない「規約」の第9条で電子証明書等の登録が義務づけられています。

さて、日税連の上記プロジェクトチームの結論は、いささか乱暴な表現ですが、上記省令の第6条にある「電子署名」を、税務代理権限証書の提出を条件に、「納税者のID、税理士のID及び電子署名」に改正するべきであるということになります。詳細は上記日税連会報掲載の記事をお読みいただきたいと思いますが、これが実現しますと、平成19年1月以降は、こと所得税・法人税・消費税の申告に関しては関与先(納税者)に「住基カードを取得して電子証明書を搭載してもらってください」ということをお願いしなくてもe-Tax利用による電子申告が可能となりますので、特に予定申告のような、依然として「収受印」が必要とされる場合がある確定申告以外の場での利用が進むものと考えられます。また、輸出業者のように消費税の早期還付の申告を望む納税者のe-Tax利用の機運が高まることも考えられます。したがって、我々税理士が納税者に代わって申告書を提出する際にe-Taxでの電子申告をすることが強く求められてくるのが確実視されます。

5. インセンティブ措置について

(1) 還付期間の短縮について

平成18年10月以降、電子申告による還付金について、3~4週間程度で還付が行えるようにする業務処理の改善に関するものですが、これは行動計画No.62の「インセンティブ措置」に「短縮を目指す」と明記されているものですが、これもまだHP(e-Tax-HP)での公式発表はありません。これは、東京国税局との意見交換会で担当官からお聞きした情報ですので、確実視されます。

税目の限定がされていないので、法人税・法人消費税でもこの10月以降早期還付が行われるとすれば、9月30日申告期限の法人の確定申告からe-Tax利用の効果が現れることとなります。

(2) 所得税確定申告時期の利用時間延長について

これも(1)同様、東京局から入手した情報ですが、平成19年2~3月の所得税確定

申告時期に、e-Taxの利用時間を24時間に延長し、深夜に電子申告をする利用者の要望に沿うものです。電子申告は、もともと「いつでも、どこからでも申告手続きができる」という触れ込みでしたから、当然視する向きもあろうかと思いますが、インターネット利用を前提としたシステムの安全確保等の現実的対応が求められる現状からすればかなりの英断と言えるのではないのでしょうか。もちろん、この時期は所得税以外の税目や申告以外の手続にも24時間で対応されることになりましょう。

(3) その他のインセンティブ措置について

本会の「提言」にもある、「電子申告税額控除」等の経済的メリットとしてのインセンティブ措置については、システム改善等と無関係ですので全く見通しが立っていません(日税連・日税政が政治的決着へ向けた取組を行っており、全く絶望的というわけではありません)。

また、経済的インセンティブ措置については、金額・期間等の具体的な決定の仕方によっては「メリット」としての認識がなされず、インセンティブといえるかどうか疑問であり、利用促進策たりえない危険性もあることを認識しておかなければならないでしょう。

最後に

外務省におけるパスポートの電子申請が、今後停止されるというニュース(朝日新聞7月17日朝刊)は衝撃的なものでした。掛けた国家予算に対する利用件数で単純に割り算をすると、電子申請一件あたり約1,600万円掛かったことになるという内容もさることながら、導入した都道府県が12県にすぎなかったという事実は何を物語っているのでしょうか。朝日新聞は「5年か10年か1度の手続なのに、手順が煩雑なことが敬遠される理由とみられる」と判断し、「利用者側の視点を欠いたまま、巨額の開発費や運営費を投じた見通しの甘さが問われそうだ」と指摘しています。外務省は本年9月末日をもって電子申請廃止に踏み切りました(外務省ホームページ参照)。廃止の方針は、財務省の「予算執行調査」による結果、財務省からの「廃止を含め見直しが必要」との指摘による外務省の判断でなされていますが、これ以上国費を投じて利用する自治体や国民の増加が望めない電子手続は早々に廃止した方がよほど国益に合うという考え方に立てば、ある意味適切な対応を外務省が行ったと評価することができるのかもしれませんが。他の手続においても同様な実態により、相次いで廃止になるものが出てこないか、はなはだ心配なところであります。

財務省・国税庁による電子手続の柱である電子申告はとりもなおさず国家全体の電子政府構想の基本中の基本の柱であることに間違いありません。諸外国の電子政府推進は徴税手続の効率化の大命題を解決するために電子申告の重要性を国民と深く論議して推進してきているものがほとんどです。そこでは利用者の利便性・安全性が何よりも優先されているのでしうし、その先進諸国の成功事例からは学ぶものが多いと思います。我が国のe-Taxのこれからの進歩も基本的に利用者(国民)の信頼に応えるものであって欲しいと切に願います。

東京税理士会会員向け IT研修会のご案内

東京税理士会情報システム委員会

1. IT研修・研修内容及び費用

① Word入門 全6時間

【内 容】 パソコン操作の基本となる文字入力、変換、文書編集、保存、印刷の基礎を習得する。
【受講の基準】 日本語入力やマウスの操作も含めて、まったくパソコン操作経験のない方向けの研修(※1)
【費 用】 13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

② Excel入門 全6時間

【内 容】 【表計算の基本となるデータ入力、表作成、四則計算、関数計算、グラフ作成、保存などの操作を習得する。
【受講の基準】 パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、Excelなど表計算機能は経験のない方向けの研修(※1)
【費 用】 13,650円(受講料・教材費・消費税込み)

③ インターネット入門 全3時間

【内 容】 インターネットの利用方法、ホームページ検索、閲覧、電子メールの送受信方法を習得する。
【受講の基準】 パソコンを利用して日本語入力やマウス操作はできるが、電子メールとインターネットは経験のない方向けの研修(※1)
【費 用】 10,500円(受講料・教材費・消費税込み)

④ セット講座(全4コース)

【内 容】 上記、①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門を組み合わせて受講し、パソコンの一般的な操作方法を習得する。
【受講の基準】 ①Word入門、②Excel入門、③インターネット入門と同様。
【費 用】 A: ①Word入門+②Excel入門・・・25,200円
B: ①Word入門+③インターネット入門・・・21,000円
C: ②Excel入門+③インターネット入門・・・21,000円
D: ①Word入門+②Excel入門+③インターネット入門・・・35,700円
(受講料・教材費・消費税込み)

※1・・・受講の基準は、目安に過ぎないので、自由にご希望の研修をお申込できます。

この他にも、中野キャリアスクールによる「しっかりマスターコース」など、もっと勉強されたい方向けのコースもあります。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTELまたはFAXでご連絡下さい。折り返し、申込み手順、研修教室地図等について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

◆◆会員向けIT研修の申込みについて◆◆

パソコン等の研修事業を実施している「中野キャリアスクール」の協力のもと、主にパソコン操作方法等に関して初心者を対象とした「会員向けIT研修」を開催しております。ここで紹介している研修の受講を希望される方は、本会事務局総務課までTEL又はFAXでご連絡下さい(書式は何でも結構です)。折り返し、申込み手順、申込み用紙、研修教室地図について詳細な内容を記載した「IT研修案内文書」をご希望のFAX宛に送付いたします。

東京税理士会事務局総務課 連絡先 TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469

2. 研修日程表及び研修場所について

① Word (6時間) コース

曜日	月・火曜日			水曜日	
時間	*1日3時間ずつ実施し、2日間(月、火)通うコースです。 17:00~20:00			*1日6時間実施するコースです。 10:00~17:00(1時間休憩)	
場 所		新宿	京王八王子		新宿
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.
11月	6日・7日 13日・14日	14 15	44 45	8日	67
12月	4日・5日 11日・12日	16 17	46 47	6日	68

(ご注意)
Word入門は、銀座校では実施いたしません。

② Excel (6時間) コース

曜日	水曜日	
時間	10:00~17:00(1時間休憩)	
場 所		新宿
月	実施日	講座NO.
11月	15日	108
12月	20日	109

(ご注意) Excel入門は、新宿校のみでの実施となります。

③ インターネット (3時間) コース

曜日	水曜日			金曜日			
時間	*夕方から実施するコースです。 17:00~20:00			*午後から実施するコースです。*夕方から実施するコースです。 13:00~16:00 17:00~20:00			
場 所		新宿	京王八王子		新宿	銀座	
月	実施日	講座NO.	講座NO.	実施日	講座NO.	実施日	講座NO.
11月	8日 15日	— 207	218 —	10日 17日	244 245	10日 17日	274 275
12月	6日 13日	— 208	219 —	8日 15日	246 247	8日 15日	276 277

